

戸籍の広域交付についてのご案内

令和6年3月1日から、本籍が東松山市以外の市区町村にある場合でも、東松山市役所で戸籍証明書を取得することができるようになりました。

なお、市民活動センターでは、コンピュータ化後の戸籍（除籍）全部証明書のみ取り扱いとなります。

1 請求できる方

- (1) 本人（戸籍に記載されている方）
 - (2) 戸籍に記載されている方の配偶者
 - (3) 戸籍に記載されている方の父母、祖父母、子、孫など（直系親族）
- (注意) ① 郵送による請求はできません。また、上記以外の方は、委任状があっても請求できません。
- ② 兄弟姉妹の戸籍証明書は、兄弟姉妹と同じ戸籍に、請求者本人または請求者の父母が記載されている場合のみ請求できます。

2 必要なもの

顔写真付きの公的な身分証明書 1点

（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書など）

(注意) お持ちでない方は、本籍地へ直接ご請求ください。

3 請求できる書類

- (1) 戸籍（除籍）全部事項証明書
 - (2) 除籍謄本（市役所での請求のみ）
 - (3) 改製原戸籍謄本（市役所での請求のみ）
- (注意) ① 一部事項証明書、個人事項証明書（抄本）は請求できません。
- ② コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。
- ③ 戸籍の附票、戸籍諸証明（身分証明書、独身証明書など）は広域交付の対象外です。

4 ご利用にあたっての注意

- (1) 証明を作成する前に本籍地に確認が必要となるため、市内に本籍がある場合の証明発行よりも時間がかかります。
- (2) 相続手続きなどのため過去の戸籍を遡って請求する場合、複数の市区町村の証明となることが多いため、発行までに非常に時間がかかり、即日交付ができない場合があります。
- (3) 本籍地での戸籍の管理状況や内容などにより即日交付ができない場合や、広域交付による発行ができない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (4) 作成するにあたり本籍地に確認が必要なため、日曜開庁での取り扱いはいたしません。